

ゴム製品製造職種における服装と保護具(成形加工作業)

以下は一般的な状況における安全衛生確保の為に服装・保護具についてまとめたものです。
(※図は例であり、服装や保護具の形状、色などの仕様を指定するものではありません。)



※製作等作業試験では上記に基づき、採点を行います。

上記以外に実習実施先が指定する保護具がある場合は着用して下さい。

<補足>

- ・破れた服装、穴の開いた服装は着用しない。
- ・保護メガネの代わりに度付きメガネを着用してもよい。
- ・手袋は、軍手、耐熱用手袋、パームフィット等で火傷しないものとする。
- ・安全靴は、破れていたり、穴の開いたものを着用しない。

ゴム製品製造職種における服装と保護具(押出し加工作業)

以下は一般的な状況における安全衛生確保の為に服装・保護具についてまとめたものです。
(※図は例であり、服装や保護具の形状、色などの仕様を指定するものではありません。)



※製作等作業試験では上記に基づき、採点を行います。

上記以外に実習実施先が指定する保護具がある場合は着用して下さい。

<補足>

- ・破れた服装、穴の開いた服装は着用しない。
- ・マスクは、布製及び不織布製のもので一般的に市販されているものでよい。
- ・手袋は、軍手、耐熱用手袋、パームフィット等で火傷しないものとする。
- ・安全靴は、破れていたり、穴の開いたものを着用しない。

ゴム製品製造職種における服装と保護具(混練り圧延加工作業)

以下は一般的な状況における安全衛生確保の為に服装・保護具についてまとめたものです。
(※図は例であり、服装や保護具の形状、色などの仕様を指定するものではありません。)



※製作等作業試験では上記に基づき、採点を行います。

上記以外に実習実施先が指定する保護具がある場合は着用して下さい。

<補足>

- ・破れた服装、穴の開いた服装は着用しない。
- ・マスクは、一般的に市販されている布製及び不織布製のもの、又は防毒マスクとする。
- ・手袋は、軍手、耐切創手袋(ケブラー手袋等)もしくは皮手袋とする。
尚、皮手袋の中に巻込み防止として、インナー手袋[ナイロン紳士用手袋・ケブラー手袋等]
を着用することも可とする。
- ・安全靴は、破れていたり、穴の開いたものを着用しない。

ゴム製品製造職種における服装と保護具(複合積層加工作業)

以下は一般的な状況における安全衛生確保の為の服装・保護具についてまとめたものです。

(※図は例であり、服装や保護具の形状、色などの仕様を指定するものではありません。)



※製作等作業試験では上記に基づき、採点を行います。

上記以外に実習実施先が指定する保護具がある場合は着用して下さい。

<補足>

- ・破れた服装、穴の開いた服装は着用しない。
- ・安全靴は、破れていたり、穴の開いたものを着用しない。